

令和4年度

財政援助団体、出資団体及び
公の施設の指定管理者
監査結果報告書

松山市監査委員

様

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 松山市監査委員 | 飯 | 尾 | 隆 | 哉 |
| 同 | 大 | 宿 | 有 | 三 |
| 同 | 長 | 野 | 昌 | 子 |
| 同 | 松 | 本 | 博 | 和 |

財政援助団体、出資団体及び公の施設の
指定管理者監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、財政援助団体、出資団体及び公の施設の指定管理者監査を松山市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

| | |
|-----------------------------|---|
| 財政援助団体監査結果報告 | 1 |
| 1 し尿収集事業補助金 | 2 |
| 2 松山市路面電車利便性向上促進事業費補助金 | 2 |
| 3 松山市商店街共同施設設置等補助金 | 3 |
| 4 松山市未来型果樹産地強化支援事業費補助金 | 3 |
| 5 「中核市サミット2021 in 松山」開催市負担金 | 4 |
| 6 未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金 | 4 |
| 出資団体監査結果報告 | 5 |
| 1 公益財団法人 松山観光コンベンション協会 | 6 |
| 公の施設の指定管理者監査結果報告 | 7 |
| 1 松山市民会館 | 8 |
| 2 松山市総合福祉センター | 8 |
| 3 松山市児童発達支援センターひまわり園 | 9 |

財政援助団体監査結果報告

第1 監査の対象

令和3年度に財政援助を行った団体のうち、次の団体の補助金等について実施した。

| 補助金名等 | 交付先 |
|----------------------------|--------------------|
| 1 し尿収集事業補助金 | 南海興業株式会社 |
| 2 松山市路面電車利便性向上促進事業費補助金 | 伊予鉄道株式会社 |
| 3 松山市商店街共同施設設置等補助金 | 株式会社まちづくり松山 |
| 4 松山市未来型果樹産地強化支援事業費補助金 | えひめ中央農業協同組合 |
| 5 「中核市サミット2021 in松山」開催市負担金 | 中核市市長会松山市サミット開催事務局 |
| 6 未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金 | 未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会 |

第2 監査の実施期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・補助金等の支出手続等が適正に行われているか。
 - ・補助対象事業に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・対象事業が目的に沿って適正に行われているか。
 - ・補助金等に係る会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 し尿収集事業補助金

- (1) 交 付 先 南海興業株式会社 代表取締役 城野 直子
- (2) 補 助 金 額 13,904,900 円
- (3) 支出年月日 令和 3 年 8 月 10 日
 令和 3 年 11 月 10 日
 令和 4 年 2 月 10 日
 令和 4 年 5 月 20 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市し尿収集事業補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 し尿収集許可業者に補助金を交付することにより、し尿処理手数料の市民負担の一部軽減を目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市路面電車利便性向上促進事業費補助金

- (1) 交 付 先 伊予鉄道株式会社 代表取締役社長 清水 一郎
- (2) 補 助 金 額 99,000,000 円
- (3) 支出年月日 令和 4 年 3 月 22 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
- (5) 補 助 目 的
 低床式車両の導入（車両更新）を行い、安全・安心な運行を確保することで、高齢者や障がい者の方など誰もが利用しやすく、質の高い公共交通サービスが提供できる市内電車となることを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

3 松山市商店街共同施設設置等補助金

- (1) 交 付 先 株式会社まちづくり松山 代表取締役社長 加戸 慎太郎
- (2) 補 助 金 額 16,041,000 円
- (3) 支出年月日 令和 3 年 9 月 30 日
- (4) 根拠法令等
 松山市補助金等交付規則
 松山市商店街共同施設設置等補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 商店街等が環境整備のための共同施設の設置等を行う事業に対して支援を行うことで、松山市の商業の振興を図ることを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

4 松山市未来型果樹産地強化支援事業費補助金

- (1) 交 付 先 えひめ中央農業協同組合 代表理事理事長 福島 幸則
- (2) 補 助 金 額 39,672,000 円
- (3) 支出年月日 令和 4 年 4 月 28 日
- (4) 根拠法令等
 松山市未来型果樹産地強化支援事業実施要領
 松山市未来型果樹産地強化支援事業費補助金交付要綱
- (5) 補 助 目 的
 平成 30 年 7 月豪雨災害から復旧した園地での施設整備や、「紅まどんな」「せとか」など高収益が期待できる柑橘等の生産設備の導入を支援することで、農業の継続や農業者の所得向上につなげるとともに、未来型果樹園を核とした産地の強化を図ることを目的とする。
- (6) 監 査 結 果
 補助金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

5 「中核市サミット2021 in 松山」開催市負担金

- (1) 支出先 中核市市長会松山市サミット開催事務局 局長 田中 健太郎
- (2) 負担金額 7,856,352 円
- (3) 支出年月日 令和3年 6月10日
令和4年 3月24日(戻入)
- (4) 事業目的
中核市共通の課題について議論し、その成果を全国に発信するとともに、来松する中核市市長等を通じて、本市が進める魅力あるまちづくりを発信することを目的とする。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類を調査したところ、適正に処理されていた。

6 未来へつなぐ道後まちづくり事業開催等負担金

- (1) 支出先 未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会 委員長 羽藤 英二
- (2) 負担金額 101,705,950 円
- (3) 支出年月日 令和3年 4月20日
令和4年 4月12日(戻入)
- (4) 事業目的
平成31年1月に着手した道後温泉本館工事や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大などで観光業を取り巻く状況は厳しさを増している。そこで、道後温泉活性化計画等に基づき、道後温泉の活性化(地域経済の活性化)と、持続可能なまちを実現することを目的とする。
- (5) 監査結果
負担金の執行状況について関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

・私費による立替払について

郵送代等において、事務局職員が私費による立替払をしている状況が複数見受けられた。

立替払は、地方自治法上認められておらず、松山市財務会計規則にも基づかない不適正な会計処理である。また、本来は支払いが見込まれる期日前に資金前渡を活用した事務手続きをすべきところを、適切な時期に支出事務を行わず、事務処理の遅延も見受けられたほか、精算処理が行われていなかった。

事務局規程には支出その他の財務に関する事項については、松山市財務会計規則の例によることとされており、今後においては、適正かつ計画的な会計事務を行うよう徹底されたい。

出資団体監査結果報告

第1 監査の対象

出資を行っている団体のうち、次の団体の令和3年度事業について実施した。

| 団 体 名 |
|------------------------|
| 1 公益財団法人 松山観光コンベンション協会 |

第2 監査の実施期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・ 出資団体に対する支出手続等が適正に行われているか。
 - ・ 出資団体に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
 - ・ 出資団体としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 公益財団法人 松山観光コンベンション協会

(1) 基本金 521,000,000 円

(2) 松山市の出資額及び出資割合
250,000,000 円 (48.0%)

(3) 設立目的

松山市及び愛媛県が有する文化的、社会的、経済的特性を生かし、国内外の観光客及び国内・国際コンベンションの誘致支援等を行うことにより、松山市の観光・物産振興と松山市及び愛媛県におけるコンベンションの振興を図り、もって国際的な相互理解の増進、地域経済の活性化及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(4) 事業実施状況

- 1) 観光・物産振興事業
- 2) コンベンション事業
- 3) 広告料収入事業
- 4) 手数料収入事業
- 5) 販売収入事業
- 6) 機関紙作成
- 7) ホームページ等SNS運営業務
- 8) 賛助会員事業
- 9) 会議開催
- 10) 共催・協賛・後援事業

(5) 監査結果

出資団体における決算諸表及び関係帳票を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

公の施設の指定管理者監査結果報告

第1 監査の対象

公の施設の指定管理者のうち、次の管理者の令和3年度事業について実施した。

| 公の施設の指定管理者 | 管 理 施 設 |
|-----------------------|--------------------|
| 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 | 松山市民会館 |
| 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 | 松山市総合福祉センター |
| 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団 | 松山市児童発達支援センターひまわり園 |

第2 監査の実施期間

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

第3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 所管部署に関する着眼点
 - ・ 指定管理者の指定・協定の締結、支払等が適正に行われているか。
 - ・ 指定管理業務に対する指導・監督が適正に行われているか。
- (2) 団体に関する着眼点
 - ・ 協定等に基づく義務の履行が適正に行われているか。
 - ・ 指定管理者としての会計経理が適正に行われているか。

第4 監査の実施内容

現地にて関係者の説明を聴取するとともに、関係資料の提出を求め、調査を行った。

また、関連ある事項については対象期間外にわたるものも監査した。

なお、地方自治法第199条の2の規定に基づき、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団の監査については、同財団の監事に就任している大宿有三監査委員は除斥した。

第5 監査の結果

次のとおりである。

1 松山市民会館

- (1) 指定管理者 公益財団法人 松山市文化・スポーツ振興財団 理事長 本田 元広
- (2) 基本協定年月日 平成 31 年 3 月 26 日 (指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 令和 3 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 173,581,853 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|------------------|---------------------|
| 令和 3 年 4 月 12 日 | 68,213,000 円 (1 期目) |
| 令和 3 年 7 月 12 日 | 41,858,000 円 (2 期目) |
| 令和 3 年 10 月 11 日 | 47,090,000 円 (3 期目) |
| 令和 4 年 1 月 11 日 | 37,270,000 円 (4 期目) |
| 令和 4 年 5 月 24 日 | △20,849,147 円 (戻入) |
- (5) 指定管理の内容
- 1) 施設の概要
- | | |
|-------|-------------------------|
| 開設 | 昭和 40 年 7 月 10 日 |
| 所在地 | 松山市堀之内 |
| 規模構造 | 鉄筋コンクリート造 地上 4 階 地下 1 階 |
| 建築延面積 | 9,949.40m ² |
- 2) 管理業務
- ①施設及び付属設備の使用許可に関する業務
 - ②施設、付属設備及び共用部分の維持管理及び運営に関する業務
 - ③その他市長が管理上必要と認める業務
- (6) 監査結果
- 公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。

2 松山市総合福祉センター

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 松山市社会福祉協議会 会長 村上 博
- (2) 基本協定年月日 平成 31 年 3 月 28 日 (指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
年度協定年月日 令和 3 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 185,905,338 円
- (4) 指定管理料支出日及び金額
- | | |
|------------------|---------------------|
| 令和 3 年 4 月 20 日 | 54,900,000 円 (1 期目) |
| 令和 3 年 7 月 12 日 | 44,900,000 円 (2 期目) |
| 令和 3 年 10 月 11 日 | 54,900,000 円 (3 期目) |
| 令和 4 年 1 月 11 日 | 43,759,000 円 (4 期目) |
| 令和 4 年 5 月 20 日 | △12,553,662 円 (戻入) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

| | |
|-------|---|
| 名 称 | 松山市総合福祉センター |
| 所 在 地 | 松山市若草町 8-2 |
| 構造・規模 | 鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 5 階建 |
| 延床面積 | 9,690.83 m ² |
| 敷地面積 | 4,400.00 m ² |
| 施設内容 | 会議室、大・中・小会議室、陶芸室、プレイルーム I・II、作業室、日常生活訓練室、交流室、クラブ活動室、茶室、文化情報室（録音室、AV コーナー）、研修室、調理実習室、屋上庭園、談話コーナー 等 |
| 開館年月日 | 平成 3 年 4 月 |

2) 管理業務

- ①センターの管理に関する業務
使用の許可、施設・付帯設備及び備品の維持管理
- ②センターの運営に関する業務
福祉活動の中核的役割を担う拠点施設としての事業展開
- ③その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、次の点が見受けられた。

【指摘事項】

①業務責任者の通知について

松山市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 5 条に規定されている管理業務の範囲において、同条第 2 項には業務責任者を選任し、速やかにその者の役職及び氏名を松山市に通知することが義務付けられているが、業務責任者の役職及び氏名を松山市に通知していない状況が見受けられた。

担当課においては、基本協定書に基づき速やかに通知するよう指導されたい。

②指定期間を超過した第三者への委託について

松山市総合福祉センターの管理運営に関する基本協定書第 8 条第 1 項に、事前に松山市の承諾を受けた場合は、管理運営業務の一部を第三者に委託することができるとしているが、第三者に委託した業務の契約期間が、指定管理者として指定する期間（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）を超過する長期継続契約が 2 件あった。

指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとされており、その指定期間を超過した第三者への委託はできないため、早急に改善されたい。

3 松山市児童発達支援センターひまわり園

- (1) 指定管理者 社会福祉法人 松山市社会福祉事業団 理事長 野志 克仁
- (2) 基本協定年月日 平成 31 年 4 月 1 日（指定期間 平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）
年度協定年月日 令和 3 年 4 月 1 日
- (3) 指定管理料 95,806,856 円

(4) 指定管理料支出日及び金額

| | |
|--------------|-------------------|
| 令和3年 4月 20日 | 67,986,000円 (第1期) |
| 令和3年 7月 12日 | 20,805,000円 (第2期) |
| 令和3年 10月 11日 | 43,615,000円 (第3期) |
| 令和4年 1月 11日 | 3,685,000円 (第4期) |
| 令和4年 5月 20日 | △40,284,144円 (戻入) |

(5) 指定管理の内容

1) 施設の概要

開 設 平成6年4月1日
所 在 地 松山市水産町368番地1
構 造 鉄筋コンクリート造 平屋建
敷地面積 2,800m²、延床面積 1,345 m²
指導室 (てんとうむし、ありんこ、ひだまりクラブ外)
保育訓練室、調理室、相談室、医務室、会議室、スタッフ室など

2) 管理業務

- ①松山市児童発達支援センターひまわり園の運営に関する業務
 - ア 事業の実施に関する業務
 - イ 施設の利用許可等に関する業務
- ②その他市長が管理上必要と認める業務

(6) 監査結果

公の施設の指定管理について、現地調査及び関係書類を抽出調査したところ、適正に処理されていた。